

## 2. 英国

### (1) 国内法と EU 指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

#### ① WEEE 国内法と EU 指令との比較

英国における WEEE 指令施行のための規則は「[Statutory Instrument 2006 No. 3289 The Waste Electrical and Electronic Equipment Regulations](#)」(2007年1月2日施行、以下、WEEE 規則)である。現時点では、英国国民一人当たりの電気・電子機器廃棄物の回収目標値は EU 指令で定められているものと同じ年間 4kg となっている。英国政府はこの目標値を上げることが議論してきたが、現在 EU 全体で WEEE 指令の見直しが進行中のため、新たな目標値は EU レベルの見直しを反映したものになることが予想される。英国は WEEE 指令で定められる回収目標値に再利用分(リユース分)を含めている唯一の加盟国である(他の加盟国は回収分やリサイクル分のみを WEEE 目標にカウントしている)。英国の WEEE に関する規定は、EU の WEEE 指令を反映したものに過ぎず、EU 指令と比較して英国でより厳しい規制は存在しない。

#### ② 罰則規定および違反事例

##### a. WEEE 罰則規定

英国では WEEE 規則の施行は環境庁(EA)及び自動車安全証明局(VCA)の管轄である。WEEE 規則の違反には下記のものがある。

- ・ WEEE 規則 10 条及び 73 条 (1) (a)

製造者が関係当局による認可を受けたリサイクル・スキーム(以下、スキーム)のメンバーとしてスキームに登録をしなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合は訴訟となる。

- ・ WEEE 規則 11 条及び 73 (1) (a)

製造者がスキーム に対し上市された電気・電子機器廃棄物の量について報告をしなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合は訴訟となる。

- ・ WEEE 規則 12 条及び 73 (1) (a)

製造者が定められた期日までに WEEE 規則を遵守している旨の申告を行わない場合、

WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合は訴訟となる。

- WEEE 規則 13 条及び 73 (1) (a)

製造者が書面で必要とされている記録を取らなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(a)に定められている警告を環境庁が出し、それでも改善されない場合起訴される可能性がある。

- WEEE 規則 73 条 (1) (b) (i)

製造者が虚偽と知っている情報をスキームのオペレーターに出した場合、訴訟となる。

- WEEE 規則 73 条(1) (b) (ii)

製造者が不注意に虚偽のまたは誤解を招く情報をスキームのオペレーターに提供した場合、訴訟となる。

- WEEE 規則 73 条(1) (c) (i)

製造者が WEEE 規則遵守の申告に関連する情報が、虚偽であると知っているにもかかわらず、そのような情報を当局に提供した場合、法律違反となり、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 73 条(1) (c) (ii)

製造者が WEEE 規則遵守のための申告時に、不注意に虚偽または誤解を招くような情報を提供した場合、法律違反となり、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 18 条及び 73 条(2)

製造者が当局に対し、英国外の市場に出した電気・電子機器について情報提供を行わない場合、71 条(a)で規定されている警告が出され、それでも従わない場合は、法律違反の警告が出される。

- WEEE 規則 19 条

スキームのオペレーターが新規メンバーの登録を行わなかった場合、WEEE 規則 71 条

(1)(b) に定められている遵守を要請する警告を出す（執行措置は特になし）。

- WEEE 規則 20 条(2) 及び 73 条 (3) (a)

スキームのオペレーターが製造者の登録を行わない場合、まず、メンバー登録を行うように、WEEE 規則 71 条(1)(b) に規定されている警告を出す。それでも登録が行われな  
ない場合は WEEE 規則 44 条 (1)(a)(i)に従ってオペレーターの認可が取り消され、起訴と  
なる可能性がある。

- WEEE 規則 20 条(9) 及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターができるだけ正確な情報を提供しなかった場合、まず、できる  
だけ正確な情報提供を行うように、WEEE 規則 71 条(1)(b) に規定されている警告を出  
す。それが聞き入れられない場合は WEEE 規則 44 条 (1)(a)(i)に従ってオペレーターの  
認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 22 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが家庭から出る電気・電子機器廃棄物の処理、回収、環境に負  
荷を与えない廃棄のための費用を負担しない場合、WEEE 規則 44 条(1)(a)(i)に則りオ  
ペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 23 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが家庭以外から出る電気・電子機器廃棄物の処理、回収、環境  
に負荷を与えない廃棄のための費用を負担しない場合、WEEE 規則 44 条(1)(a)(i)に則  
りオペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 25 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが電気・電子機器廃棄物が最善の処理、回収、リサイクル技術  
(BATRRRT)を用いて、認可を受けた処理施設で処理されない、もしくは認可を受けた輸  
出業者により輸出されない場合、警告（WEEE 規則 71 条(1)(b)に基づく）が出され、  
それでも遵守されない場合は、WEEE 規則 44 条(1)(a)(i)に則り、オペレーターの認可  
が取り消される。

- WEEE 規則 26 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが WEEE の回収システムを設置しない場合、もしくは WEEE が再処理業者により回収・リサイクルされるシステムを作らない場合、承認を受けた輸出業者による輸出のシステムを作らない場合、もしくは WEEE の回収率が目標値に達しない場合、オペレーターに対し、これらのシステムを作るよう WEEE 規則 71 条 (1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 27 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが、環境庁に対して「認可された処理施設 (AATF) に搬送された WEEE の量」と「認可を受けた輸出業者の輸出量」に関する四半期に一度の報告書の提出義務を怠った場合、まず警告が出され、それでも改善されなければ、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 28 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが、環境庁に対して「各製造者が市場に出した電気・電子機器の量」に関する四半期に一度の情報提供の義務を怠った場合、WEEE 規則 71 条 (1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 29 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが WEEE 規則遵守の申告を怠った場合、WEEE 規則 71 条 (1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。ただし、申告の遅延に対しては訴訟が適切な処置ではないことがあり、そう判断された場合は、まず警告の手紙が出され、翌年になっても申告がなされない場合は、公式な警告が出されるか、または起訴となる。

- WEEE 規則 30 条及び 73 条(3) (a)

スキームのオペレーターが必要とされる記録を 4 年間取らなかった場合、WEEE 規則 71 条(1)(b) に基づく警告が出される。それでも遵守されない場合は、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。

- WEEE 規則 27 条、28 条及び 73 条 (3) (b) (i)  
スキームのオペレーターが各製造者により上市された電気・電子機器に関して、虚偽または誤解を招くと知っていながら、そのような情報を提供した場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。
  
- WEEE 規則 27, 28 条及び 73 条(3) (b) (ii)  
スキームのオペレーターが、各製造者により上市された電気・電子機器に関する 4 半期に一度の報告書に、虚偽または誤解を招く情報を載せた場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。
  
- WEEE 規則 29 条及び 73 条(3)(c)(i)  
スキームのオペレーターがコンプライアンスの申告に関連して、虚偽または誤解を招くような情報を提供した場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。
  
- WEEE 規則 24 条及び 73 条(4)  
スキームのオペレーターが機器全体のリユースを優先させるためのシステムを構築しない場合、オペレーターの認可が取り消され、起訴となる可能性がある。  
訴訟の結果、治安判事裁判所の即決判決で、製造者、流通業者、スキームのオペレーターに非が認められた場合は、5,000 ポンド以下の罰金、刑事法院での起訴で有罪判決が出た場合は、上限は設けられていない罰金が科される (WEEE 規則 Part 14)。

#### b. RoHS 罰則規定

「[Statutory Instrument 2008 No. 37 ENVIRONMENTAL PROTECTION The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment Regulations 2008](#)」(2008 年 2 月 1 日施行、以下 RoHS 規則) の Part 3 で罰則について以下の通り定められている。

- i. RoHS 規則で禁止されている有害物質に関する規定に違反した場合、または警告に従わない場合、責任者に対し、即決判決で最高 5,000 ポンドの罰金、または起訴の結果、有罪判決が出た場合は上限が設定されていない罰金が科される。

- ii. 執行当局（National Measurement Office : NMO）の要請で RoHS 対応を示す文書が提出できない場合、即決判決で最高 5,000 ポンドの罰金が科せられる可能性がある。
- iii. 手続き上の違反（執行担当者の邪魔をする、虚偽もしくは誤解を招く情報を執行当局に提出するなど）も罰せられることがあり、その場合は、即決判決で 5,000 ポンドの罰金が科せられる可能性がある。

裁判所は状況によって、上記の罰則の代替または追加として、有罪判決が下された被告に対して違反状況の改善を命じる場合がある。さらに裁判所は i. で有罪になった被告に対し、執行当局が規則違反の調査を行うのにかかった費用を負担するように命じる可能性がある。

#### c. WEEE 国内法違反の事例

英国内では 2010 年 1 月時点で WEEE 規則の遵守に関し、訴訟は行われていない。環境庁は警告を行ったにもかかわらず、WEEE 規則を遵守しない企業数社を 2010 年中に告訴する予定である。ただし、出来る限り訴訟とにならないようにするため、関連企業の問題意識を高め、同規則の遵守を奨励する方策が取られている。

#### d. RoHS 国内法違反の事例

RoHS の執行当局である国立計量庁（National Measurement Office : NMO、訴訟の当時は NWML）が 2007 年 9 月に初めて RoHS 規則不履行の企業を起訴した。被告企業の情報は開示されていないが、同案件では特定有害物質として使用が制限されている鉛を使った製品の販売が問題となった。同件では原告 NWML と被告企業の間で和解が成立した。NMO はその後も RoHS 違反の有無を調査しているが、2007 年以後、訴訟は提起されていない。

### ③ RoHS 対応に対する通関時の確認

#### a. 必要書類

RoHS 対応が求められる製品を英国市場に上市する際に、英国の税関が特別な書類の提出を求めることはない。英国では、税関および国境において製品の RoHS 遵守確認を行っていない。企業が RoHS 対応を求められる製品を英国市場に上市する場合、それらの製品は RoHS を遵守しているものとみなされる。

**b. 税関での検査、確認方法**

税関における RoHS 対応の申告義務がないため、執行機関である NMO は市場からの情報を基に確認を行っている。場合によっては RoHS 対応済みを示す証拠の提出を求められることがあるが、英国では RoHS 対応を示す証拠にするための定められた書類のリストは特段無い。

**c. RoHS 対応違反時の対応**

RoHS 違反が発覚した際、執行機関である NMO は違反企業に対しどのように RoHS に対応する予定かを問い合わせる手紙を送る。違反企業はその手紙に対して 28 日以内に回答をしなければならないが、通常は企業が対応策を当局に回答することで解決する。もし企業が当局からの手紙に回答をしない場合、当局はその企業の製品を購入して製品検査を行い、RoHS 対応済みか調べることができる。未対応の場合、当該企業は起訴され、試験費用の負担を要求される可能性がある ([SI 2008 No. 37 ENVIRONMENTAL PROTECTION The Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances, Part 3](#))。

ただし、NMO は基本的に、RoHS 規則を遵守しようとする企業に対しては協力をする姿勢をとっている。NMO は RoHS 規則遵守に必要な情報提供を可能な限り行い、コンプライアンスセミナーなどのイベント開催を支援し、問い合わせに回答するなど、支援体制を整えている。

**(2) WEEE リサイクルシステムの運用状況****① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関****a. 登録先**

英国では認可を受けた WEEE 製造者コンプライアンス・スキーム [WEEE Producer Compliance Scheme (PCS、以下 PCS)] に登録する必要がある、登録は毎年行う必要がある。2010 年 1 月時点では 35 のスキームがある。そのうちの 34 スキームは、オープンなもので、製造者であれば誰でも参加可能である。製造者はどのスキームに参加するか選択可能である。PCS のリストは [Environment Agency のウェブサイト](#) で確認することができる。

**b. 登録方法**

製造者登録は PCS に対して直接行う。PCS によってはオンラインでの申し込みも可能。

オンラインの登録を受け付けるかどうかはあくまでも個々の PCS が決定する。製造者は PCS に対し登録費用を払い、毎年どれくらいの量の電気・電子機器を英国市場に上市するか、供給する機器が家庭用か、それ以外の用途か（例えば業務用）を PCS に申告する。登録費用は登録企業の売り上げに基づいて環境庁が決定する。

現時点の登録費用は以下の通りである。

- ・ 売り上げが 5 万ポンド未満：30 ポンド
- ・ 売り上げが 5 万ポンド以上 100 万ポンド未満：220 ポンド
- ・ 売り上げが 100 万ポンド以上：445 ポンド

さらに、PCS の会費を支払う必要がある。会費を支払うと製造者登録番号がもらえ、その番号を登録企業の製品を販売する流通業者や販売業者に渡す必要がある。

## ② 回収の仕組み

### a. 回収所設置

家庭の電気・電子機器を処分する時は、指定の回収施設（自治体および民間の回収施設、スーパーマーケットなどに併設されていることもある）か、店舗で引き取りを行っている小売店に持っていく必要がある。

### b. 回収

回収された WEEE は、再利用のために認可を受けた処理施設（AATF）もしくは認可を受けた輸出業者（AE）のもとに搬送される。指定を受けた回収施設及び AATF もしくは AE で生じた費用は PCS でまかなわれる。指定を受けた回収施設で回収された WEEE はすべて PCS の中で処理をする必要がある。AATF が WEEE の回収・再利用をし、WEEE エビデンスノート PCS に販売する。PCS はその費用をメンバーに請求する（出所は [Guidance Note \(GNO4\)](#)、5～6 ページ）。

企業が WEEE を処理する場合は、廃棄物処理業者を通して廃棄物を搬送するか、または PCS の代表者と合意の上、AATF もしくは AE にて処理・再利用する。廃棄物を処理しようとする企業はこれらの業務のために費用を徴収されるかもしれず、これに対処するための契約を結ぶ自由が与えられている。家庭から出る WEEE と同様、AATF が作成するエビデ



ンスノートは PCS が購入し、PCS のメンバーが WEEE 規則で定められている回収・再利用の義務を果たせるようにする。

### ③ 域内で国境を超える場合の扱い

WEEE 指令は EU 加盟国レベルで適用される指令であるため、実質的には WEEE は廃棄物が生じた国の中で処理がなされなければならない。したがって、EU 国境を越えて取引される製品は、該当する製品が販売された国に所在する企業の責任になる。

例を挙げれば、ある製品が日本から英国に輸入され、英国内で販売された場合は、責任はその製品の輸入者が負う。もし輸入者が製品を日本から英国に輸入したものの、ドイツで販売するためにドイツに送った場合は、ドイツの輸入業者の責任となる。この場合、製品がドイツに送られるため、英国の企業は英国の WEEE システムに輸入について報告する義務はない。輸入者であるドイツの企業がドイツの WEEE システムの中で輸入の報告をしなければならない。同様に、英国内で製造された製品を販売のためにイタリアに送る場合、イタリアで同製品の輸入をおこなった企業が WEEE 対応の責任を負う。

### ④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

英国では、WEEE の監督機関は公的機関であるが、PCS や回収・再利用を行っているのは民間企業である。PCS は 2010 年 1 月時点で 35 あり、すべて民間企業が運営している。PCS 運営者は環境庁に対し、PCS 運営の認可申請を行わなければならない。流通業者引き取りスキーム (DTS) も民間企業が運営を行っている。2010 年 1 月時点では 1 社 (Valpak) のみが DTS として認可を得ている ([Valpak ウェブサイト](#))。

### ⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

英国においては原則的に、家庭用機器の廃棄について消費者の負担はない ([WEEE 規則 Part 5](#))。英国においては新製品販売時に電気・電子機器廃棄物の回収費用として“ビジブルフィー (Visible Fee : 以下、VF) を利用するのは必須ではない。VF を利用したい企業は利用する自由が認められている ([Government Guidance Notes 27](#) ページ‘Showing the costs of WEEE to consumers’)。

企業によっては新しい製品を配達し、古い電気製品を引き取る時に費用を徴収するところもあるが (例えば、冷蔵庫や洗濯機など)、これは WEEE の搬送費用であり、回収・再

利用の費用ではない。

業務用 WEEE の費用負担の扱いは別である。企業が 2005 年 8 月以前に購入した製品（以下、旧製品）を新製品（2005 年 8 月以降に販売された製品）と買い換える場合、新製品の販売者に旧製品を回収してもらうことが可能。一方で、企業が旧製品を廃棄するだけで新たに買い替えを行わない場合は、同企業は WEEE の回収・再利用費用を負担しなければならない。企業が所有する新製品の WEEE は、製造者が回収・再利用費用を負担する義務を負う。英国内での標準的な扱いは上記の通りであるが、英国の WEEE 規則は、EU 指令に準拠しているため、製造者及び企業に、上記以外の取り扱いをすることも許している（WEEE 規則 Part 6）。

#### ⑥ WEEE 回収にかかるメーカー負担の試算額

製造者の費用負担は以下の通りである。

- ・ 登録費用

費用は登録企業の売り上げに基づいて環境庁が決定する。現時点の登録費用は以下のとおり。

- 売り上げが 5 万ポンド未満：30 ポンド
- 売り上げが 5 万ポンド以上 100 万ポンド未満：220 ポンド
- 売り上げが 100 万ポンド以上：445 ポンド

- ・ PCS 会費

会費の額は PCS ごとに異なる。会費の金額は各 PCS が決定し、環境庁には決定権はない。

- ・ DTS 費用

製造者が機器を家庭のユーザーに直接販売する場合（例えばインターネット、カタログ、店舗での販売）、無償の WEEE 引き取りサービスを提供するか、もしくは DTS に参加して、流通業者の義務を果たさなければならない。

2010～12 年の DTS 料金は 2007～09 年の期間から変更された。費用は企業の規模によって A、B、C の 3 つのバンドに分けられており、バンドは電気製品の総販売額に応じて決

められている。

- ーバンド A の小売業者：総販売額 150 万ポンド以上
- ーバンド B の小売業者：総販売額 10 万ポンドから 150 万ポンド
- ーバンド C の小売業者：総販売額 0 から 10 万ポンド

DTS の会費はバンドを鑑みて決定される。バンド C の料金は年間 200 ポンドで、バンド B については年間およそ 800 ポンドである。バンド A の料金は販売額のパーセンテージを元に計算する（会費に関するさらに詳しい情報については [Valpak 社ウェブサイト](#) で見ることができる）。

・管理費用

管理費用は企業により異なり、上市された電気・電子機器の量と WEEE の管理を内部で行うためのシステムにかかる費用によって決まる。

・WEEE の回収・再利用費用

これらの費用は基本的に PCS が AATF から購入するエビデンスノートの費用である。この費用は WEEE のタイプにより、また時期により左右される。後者の理由としては、エビデンスノートは市場で取引されており、価格が変動するためである。

なお、英国における 2009 年の推定される 1 トン当たりの WEEE のエビデンスノートの価格はおよそ下記の通りである。

図表 3 1 トン当たり WEEE のエビデンスノート価格 (2009 年)

分類	エビデンスノート価格
冷蔵庫、冷凍庫を除く大型家庭電気製品	9 ポンド
冷蔵庫及び冷凍庫	84 ポンド
小型家電製品	18 ポンド
IT 及び通信機器 (ディスプレイを除く)	24 ポンド
IT 及び通信機器のディスプレイのみ	216 ポンド
消費者機器 (テレビを除く)	18 ポンド
テレビ	216 ポンド
照明器具 (放電式ヘッドライトを除く)	1.20 ポンド
放電式ヘッドライト	150 ポンド
電気・電子ツール	12 ポンド
玩具、レジャー用・スポーツ用品	2.40 ポンド
医療機器	1.20 ポンド
ディスプレイ及び制御機器	14.40 ポンド
自動販売機	1.20 ポンド

出所：各種資料よりジェトロ作成

### (3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

#### ① 個別企業の WEEE 対応事例

##### a. 日系電機メーカーA社の事例

A社の場合、REACHやRoHSは実質日本側で対応が行われるところ、各国で差異が認められるWEEEに関してはそれぞれ各国の法人に対応が委ねられている。

欧州においてグループ販売は各国のWEEE回収スキームに参加して一定コストを支払っている。製造者登録を行った上で毎年報告と支払いをWEEE回収スキームに対して行っている。製品が拠点から移動する場合、搬入先の国の販売が負担、もしくはディーラーと販売との調整などの処理が行われている。

A社ではWEEEに関する問題は特に発生していない。欧州においてA社は契約により製品をA社にて回収するケース、また一般（民間）回収スキームを利用して回収するケース

の両方がある。再使用・処理・リサイクル施設に対する情報提供に関しては、問い合わせがあった際にコードを提供して A 社製品情報にアクセスできるよう対応しており、登録もすべて行っている。そのほかは各ディーラーに任されている。

#### b. 日系電機メーカーB社の事例

B 社では、英国、フランスについては注視しているものの、基本的には各国の営業拠点でコンサルタント会社を活用して対応している。この背景には、家庭用製品と業務用製品で実際のスキームなどが異なるという事情もある。

英国では、PCS によって多額の費用負担を迫られるケースも報告されているところだが、B 社では費用負担で特に問題は生じていない。また A 社同様、WEEE に関する問題は特に発生していない。

### ② WEEE、RoHS 国内法の問題点

大多数の英国の電気・電子機器製品の小売業者は DTS に参加し、WEEE の義務を遂行している。小売業者は DTS に会費を支払い、この会費が指定の回収施設の運営をまかなうのに利用されている。DTS 会員の小売業者は WEEE の引き取りを行う必要はなく、ただ最終消費者に WEEE の回収場所を知らせる義務があるのみである。

なお、Curry などの大手の小売業者は DTS に参加していない。これらの大手は WEEE を店舗で引き取り、引き取った製品を回収・再利用に回している。この場合、回収費用は Curry が負担するが、製品の再利用は製造者の責任で PCS を通して対処する。

これまで、英国における WEEE 並びに RoHS システムはあまり問題なく機能しているようである。英国は回収・再利用の目標を達成している。WEEE のエビデンスノートの価格は変動しているが、これはリサイクル費用やリサイクルされる原料の価値の影響を受けて市場で決められるため、WEEE システムのコントロールの範囲外である。WEEE Settlement Centre が WEEE の処理の証拠を記録しエビデンスノート発行のモニタリングを行っている。WEEE の不法輸出に関する懸念もあるが、環境庁が不法輸出抑制の努力を行っている。WEEE 規則に関して、英国内では起訴事例は無く、RoHS に関しても取り立てて大きな問題は無く機能しており、前述のように、2007 年 9 月以降訴訟は起きていない。しかし、NMO は引き続き RoHS 規則対応に関するモニタリングを行っており、RoHS 規則遵守が危ぶまれる企業に対しては規則に対応するよう働きかけている。

### ③ 国内法対応の相談窓口情報

コンサルタントあるいは弁護士で、WEEE および RoHS 対応をしているところは多数ある。以下に例を紹介する。

図表 4 コンサルタントの例

名称	URL
Eco3	<a href="http://www.eco3.co.uk">www.eco3.co.uk</a>
Environ	<a href="http://www.environcorp.com/United%20Kingdom">www.environcorp.com/United%20Kingdom</a>
WEEEco	<a href="http://www.weeeeco.co.uk">www.weeeeco.co.uk</a>
C-Tech	<a href="http://www.ctechinnovation.com/engineering-services/weee-consultancy.html">www.ctechinnovation.com/engineering-services/weee-consultancy.html</a>
Rathroy	<a href="http://rathr.jacobyte.co.uk">rathr.jacobyte.co.uk</a>

出所：各種資料よりジェトロ作成

図表 5 法律事務所の例

名称	URL
Eversheds	<a href="http://www.eversheds.com">www.eversheds.com</a>

出所：各種資料よりジェトロ作成

また、WEEE に関する公的機関は以下の通り。

図表 6 WEEE に関する公的機関

名称	URL
The Environment Agency	<a href="http://www.environment-agency.gov.uk">www.environment-agency.gov.uk</a>
The Vehicle Certification Agency	<a href="http://www.vca.gov.uk">www.vca.gov.uk</a>
The Department of Business Innovation and Skills	<a href="http://www.bis.gov.uk">www.bis.gov.uk</a>

出所：各種資料よりジェトロ作成

RoHS に関する機関には以下のものがある。

図表 7 RoHS に関する公的機関

名称	URL
The National Measurement Office (NMO)	<a href="http://www.nmo.bis.gov.uk">www.nmo.bis.gov.uk</a>
The Department of Business Innovation and Skills	<a href="http://www.bis.gov.uk">www.bis.gov.uk</a>

出所：各種資料よりジェトロ作成